

**電気通信事業分野における競争ルール等の  
包括的検証に関する特別委員会  
基盤整備等の在り方検討WG ヒアリング  
ご説明資料**

**ソフトバンク株式会社  
2019年6月25日**

古くは電電公社の法的独占により確保されていた敷設済み固定通信網について、  
通信自由化(1985年)以降は**競争原理の導入**とともに**NTT法にて確保**



公正競争環境整備

電気通信事業法に基づく  
競争原理の導入

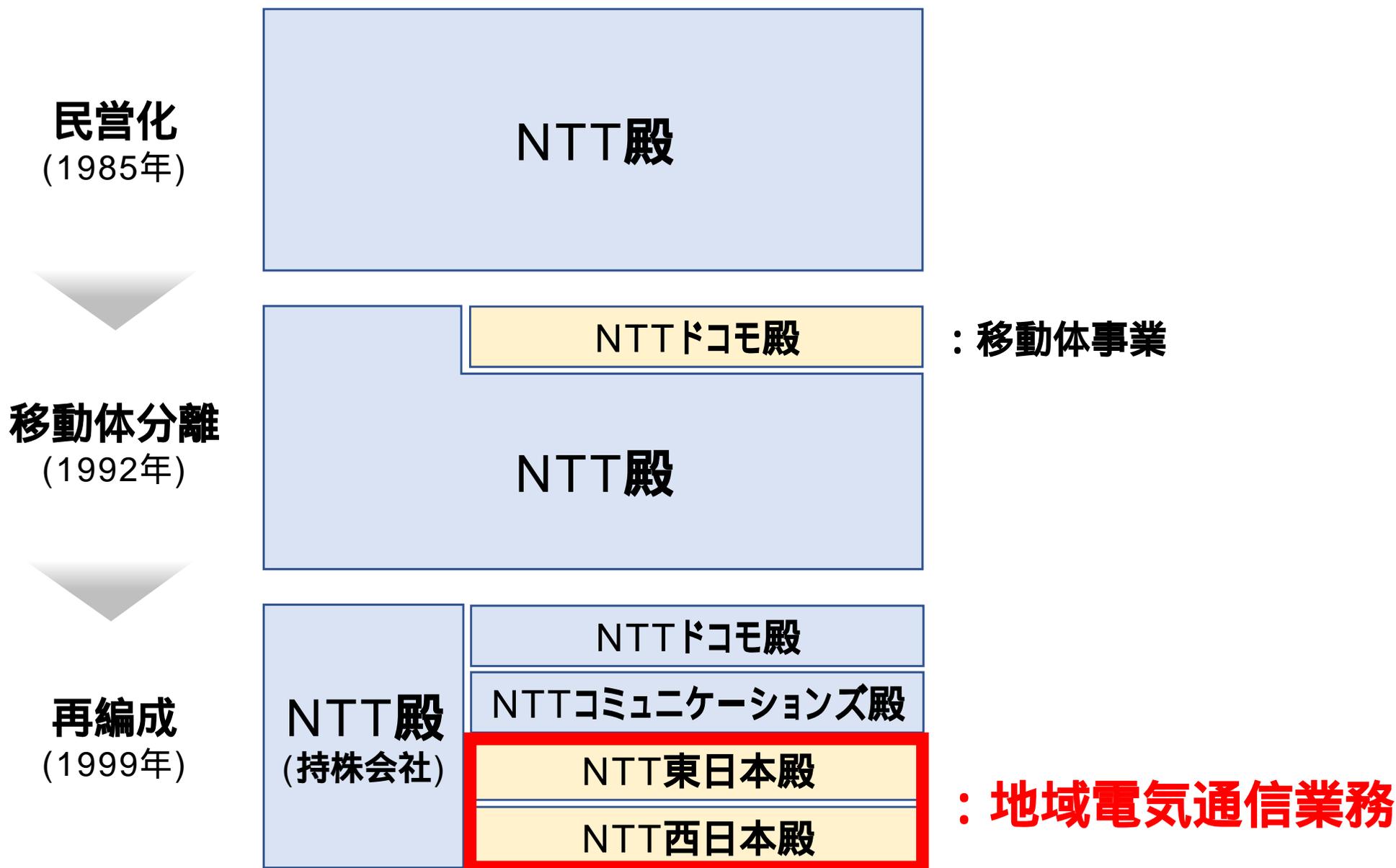
+

ユニバーサルサービス  
(あまねく日本全国における提供)

NTT法に基づく  
ユニバーサルサービスの確保

競争促進によるメリットを享受しつつ、ユニバーサルサービス確保を企図

電電公社の民営化後、**公正有効競争の確保等の観点**よりNTT殿は分社化  
**NTT東西殿の役割は地域電気通信業務**





NTT東西殿は  
「他者設備(携帯電話)を用いた固定電話」  
の提供を提案

出典：第4回 特別委員会 資料4-2 日本電信電話株式会社提出資料(総務省：2019年1月30日) P.21

## 例外的・限定的なものとして、以下要件の充足を確実にする条件を設定すべき

### ② 考え方

NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべきである。

その上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資するといえる。

そのため、主に次のセーフガード措置を講じることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきである。

- ・ 他者設備の利用がNTT東西等の責務の遂行に寄与するものであること (3)
- ・ 公正競争環境に影響を及ぼさないこと (4)
- ・ 安定的なサービス提供を確保すること (5)

(1) 自己設備設置を基本

(2) 他者設備利用は例外的

(3) NTT東西殿の責務遂行に寄与

(4) 公正競争環境に影響を及ぼさない

(5) 安定的なサービス提供を確保

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間報告書  
(電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会：2019年5月17日) P.43

## 地域電気通信業務の要件は自己設備設置による提供

NTT法 第2条（事業）

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。)において行う地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。)

他者設備利用に先立ち、  
**自己設備設置(光ファイバ)による光IP電話の提供**を検討すべき  
(ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化も見据え)

例外を認める条件については、  
NTT法で限定的に定めるとともに、**明確に基準を規定**すべき

NTT法・事業法で期待される役割(公正競争要件確保等)に反さない範囲にとどめるべき  
NTT法・省令の改正は必要最小限とすべき



出典：第4回 特別委員会 資料4-2 日本電信電話株式会社提出資料(総務省：2019年1月30日) P.21

**自己設備設置(光IP電話含む)が技術的・経済的に著しく不合理な場合**に限定

## NTT東西殿の責務は 「**国民生活に不可欠な電話の役務**」のあまねく日本全国での提供

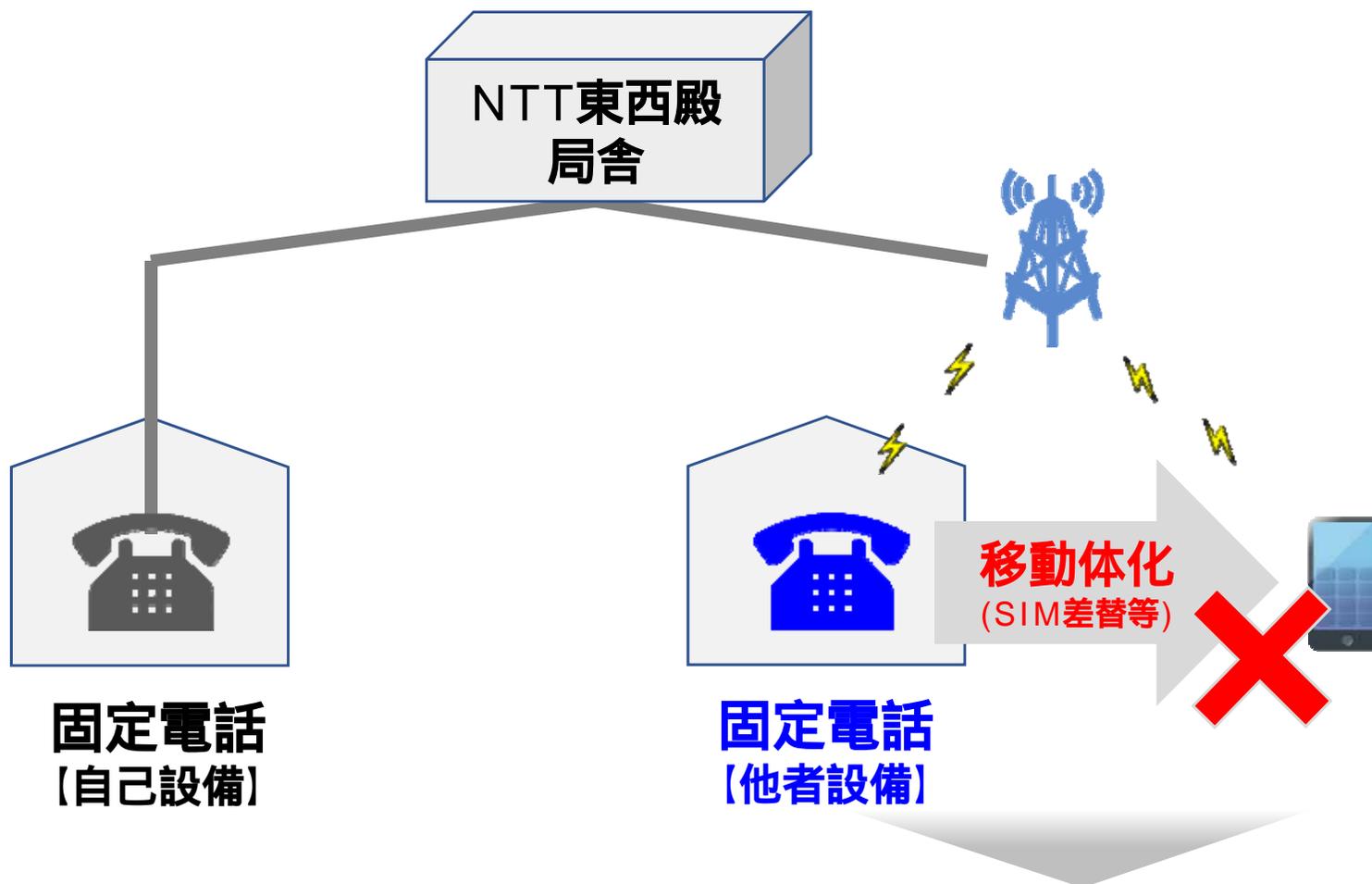
### NTT法 第3条（責務）

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、**国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与**するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

他者設備利用は、**ユニバーサルサービス提供義務**の履行に  
**必要最小限な範囲**でのみ許容すべき

(加入電話相当のサービス提供に限定し、データ通信等は不可とする)

他者設備利用に伴い、  
固定・移動体の公正競争環境への影響があってはならない



分社化の趣旨に則り、  
移動体としての使用は許容不可

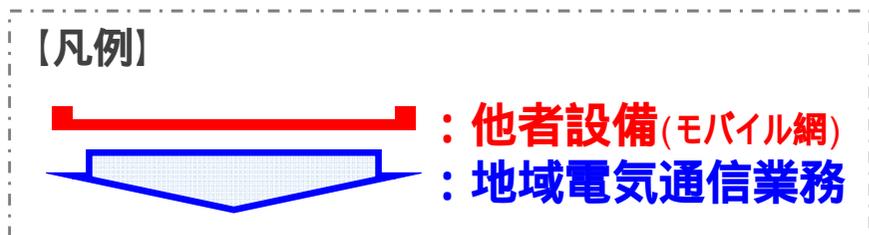
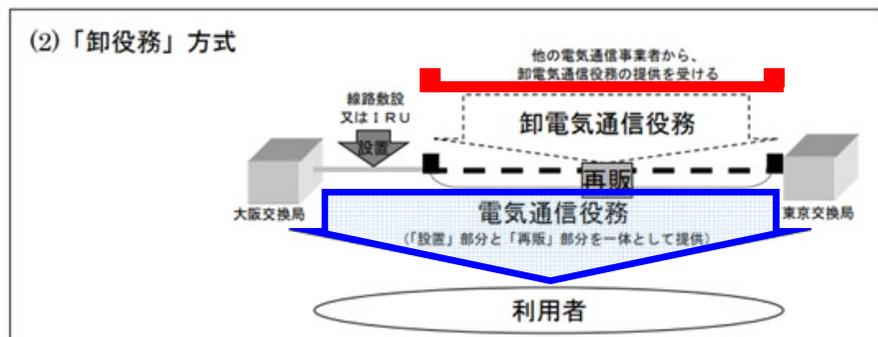
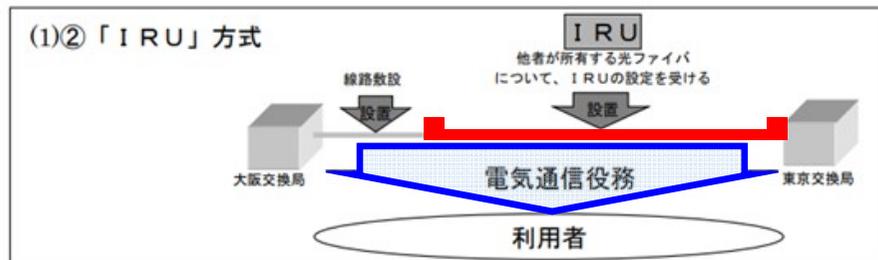
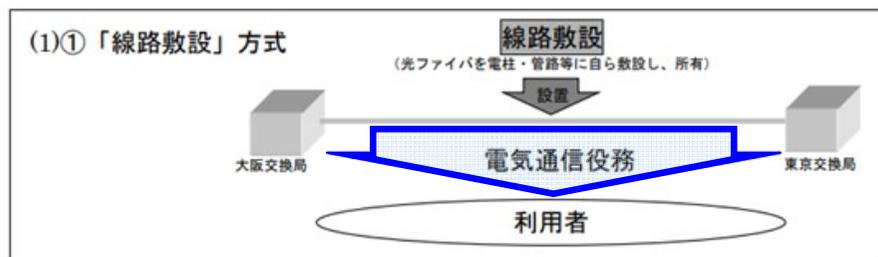
## 地域電気通信業務

- NTT東西は、アクセス回線としてのモバイル網を安定的に調達することで、責任をもって地域電気通信業務を営む

出典：第4回 特別委員会 資料4-2 日本電信電話株式会社殿提出資料(総務省：2019年1月30日) P.24

NTT東西殿は  
**モバイル網を安定的に調達し**  
**責任をもって地域電気通信業務を営む**

**他者設備区間(モバイル網)調達方法**として、「IRU」「卸役務」のいずれかが考えられる



線路敷設(自己設備設置)と同様に  
利用者に対して一貫して役務提供

出典：電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル(総務省：2019年5月22日) P.8



出典：第4回 特別委員会 資料4-2 日本電信電話株式会社提出資料(総務省：2019年1月30日) P.22

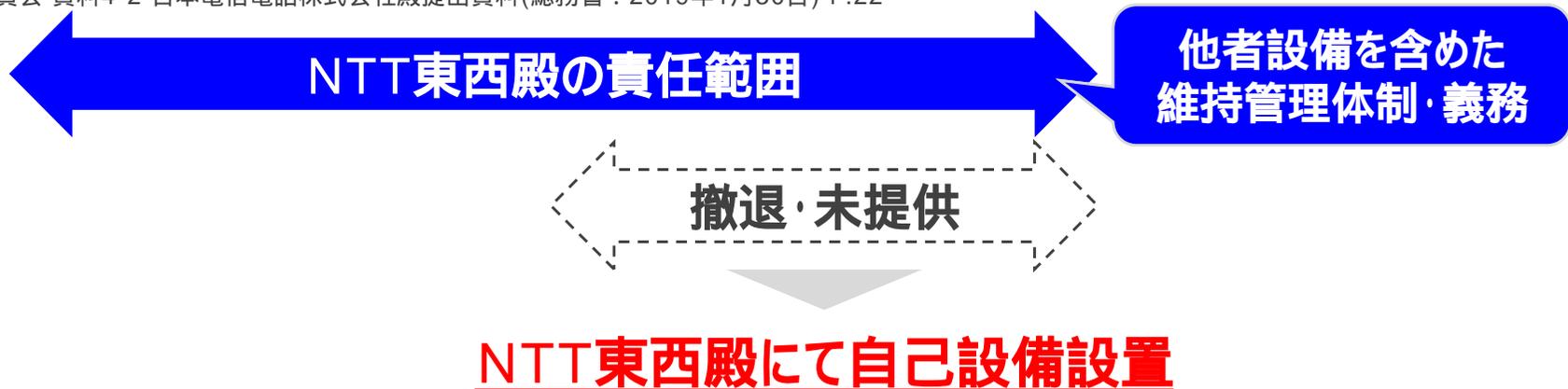


他者設備利用区間の扱いについては、以下の課題ありとの認識

- IRU : 電波法の制約により、モバイル網のIRU調達は不可
- 卸役務 : 当該区間の設備維持責任は移動体事業者が負う



出典：第4回 特別委員会 資料4-2 日本電信電話株式会社提出資料(総務省：2019年1月30日) P.22



他者設備が利用不可となった場合(撤退・未提供等)は、  
**NTT東西殿の自己設備設置(ケーブル敷設・維持等)が必須**  
(ユニバーサルサービス義務に基づく)

(1) ~ (5)の要件充足を確実にすべく、他者設備利用時は  
**提供地域毎 に個別認可を必要**とすべき

例えば収容局毎

NTT東西殿における無線活用地域の特定

例外的提供に係る**認可申請**  
(提供地域毎の個別申請)

例外的提供に係る**個別審査**

**認可**

**不認可**

**例外的提供を許容**

**自己設備設置**

他者設備利用(無線活用)の検討に先立ち、  
自己設備設置(光ファイバ)による光IP電話の提供を検討すべき

他者設備利用は必要最小限とし、許容する基準を明確化すべき

他者設備利用は提供地域毎に個別に認可制とし、  
例外的提供にあたっての要件充足を担保すべき